

# 保育カウンセラー資格更新について

保育カウンセラー資格の有効期間は5年間と定められており、更新にはいくつかの要件を満たすことが必要です。保育カウンセラーへの周囲の期待が高まる中、自身の更なる自己研鑽が必要となるでしょう。資格取得者を対象とした研修会も実施しています。資格をお持ちの方は是非、更新手続きをお勧めいたします。

## 更新方法について

資格を更新するためには、有効期限内に所定講座に参加し、更新ポイントを3ポイント取得する必要があります。更新要件を満たしている方には、有効期限1ヶ月前までに、更新のご案内文書を郵送いたします。転居等で住所が変わった方は、保育カウンセラー養成講座専用サイトのマイページ内「プロフィール編集」より情報を更新してください。更新手続き完了後、年度末までに認定証書を送付いたします。新たな有効期限は、更新要件を満たした日付から5年後の年度末までとなります。

所定講座については当連盟ホームページ内、「養成講座付与ポイント一覧表」をご参照ください。

### 更新要件

■更新手数料…3,000 円

■更新必須ポイント…3ポイント

・更新に際して認定レポートの提出は不要です。

## 停止期間について

更新手続きを行わなかった場合や、取得ポイントが3ポイントに満たない場合、保育カウンセラー資格は停止となります。ただし、資格停止期間中に、所定講座を受講し1年度以内に3ポイント以上取得することで、再登録が可能です。

再登録の要件を満たす方を対象に、再登録のご案内を郵送いたします。手続き完了後、新たな認定証書を発行いたします。有効期限は、再登録要件を満たした日付から5年後の年度末までとなります。

所定講座については当連盟ホームページ内、「養成講座付与ポイント一覧表」をご参照ください。

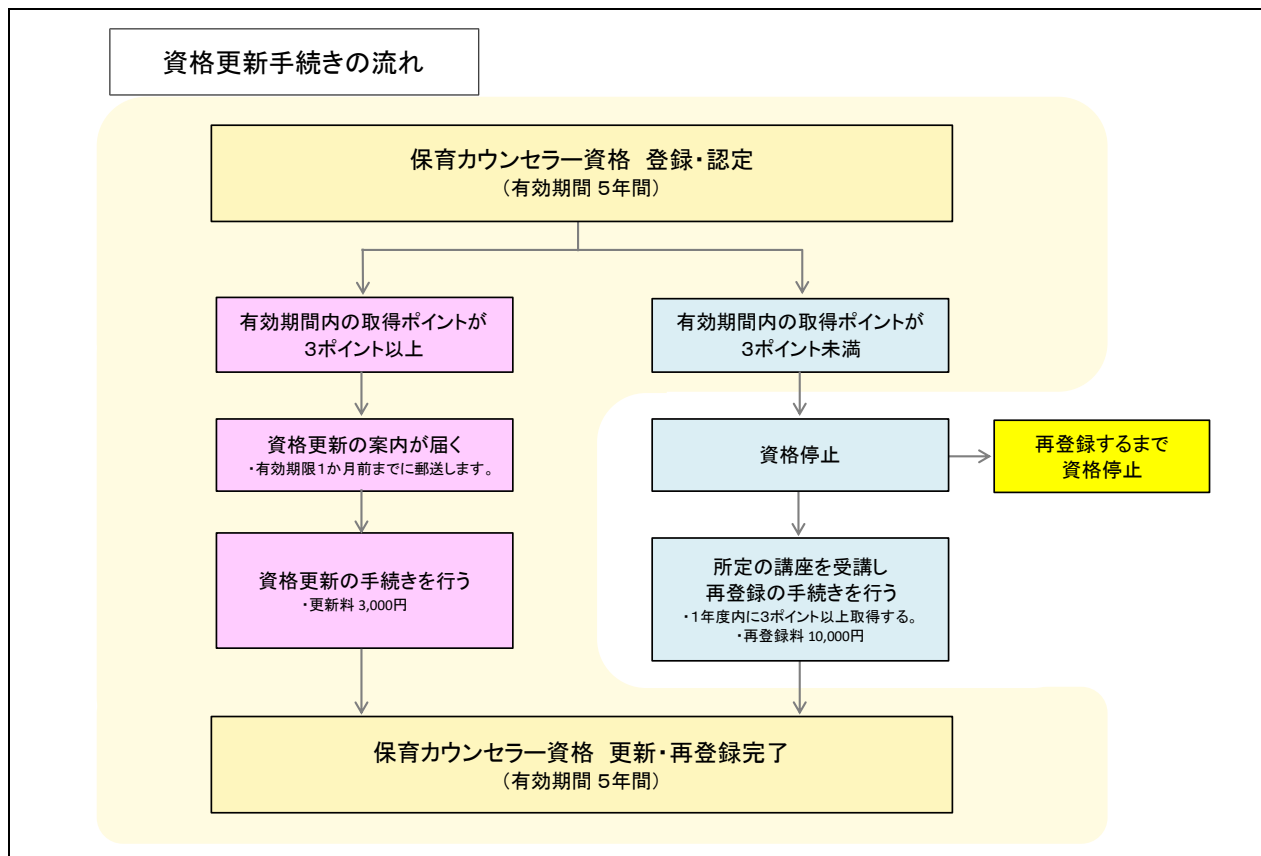
### 再登録要件

■再登録手数料…10,000 円

■再登録必須単位…3ポイント

・再登録に際してポイントの取得期限は1年度以内となります。期限内の取得ポイントが3ポイントに満たない場合、保有ポイントは消滅します。

・再登録に際して認定レポートの提出は不要です。



### Q&A

**Q.** 有効期限内の取得ポイント数が2ポイントだった場合はどうなりますか？

**A.** 更新に必要なポイント数に達していないため、更新手続きは出来かねます。

所定講座を受講し、1年度以内に3ポイント以上取得のうえ、再登録手続きを行っていただければ再度、資格を保有することが可能です。

**Q.** 有効期限内に7ポイント取得しました。4ポイントを次の有効期限に繰り越すことはできますか？

**A.** 取得単位は繰り越すことが出来ません。次回、有効期限内にあらためて所定講座を受講し、3ポイント以上取得する必要があります。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問合せください。

### 【問い合わせ先】

公益社団法人 全国私立保育連盟 事務局  
保育カウンセラー養成講座担当

〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-11-10

TEL: 03-3865-3880 / FAX: 03-3865-3879

MAIL: [counselor.jimu@zenshihoren.or.jp](mailto:counselor.jimu@zenshihoren.or.jp)